

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定による東京都の意見について、同条第6項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

1 店舗名、店舗所在地及び設置者名

- | | | |
|-------|-------|-------------------------|
| (1) ア | 店舗名 | 池袋グローブ |
| イ | 店舗所在地 | 豊島区東池袋一丁目21番4号 |
| ウ | 設置者名 | フロンティア不動産投資法人 |
| (2) ア | 店舗名 | 池袋スクエア |
| イ | 店舗所在地 | 豊島区東池袋一丁目14番1号 |
| ウ | 設置者名 | みずほ信託銀行株式会社 |
| (3) ア | 店舗名 | R O X ・ 3 G |
| イ | 店舗所在地 | 台東区浅草一丁目26番5号 |
| ウ | 設置者名 | 株式会社TORアセットインベストメント |
| (4) ア | 店舗名 | 阿佐谷西1号館 |
| イ | 店舗所在地 | 杉並区阿佐谷南三丁目58番1号 |
| ウ | 設置者名 | 株式会社ジェイアール東日本都市開発 |
| (5) ア | 店舗名 | 西国分寺レガ |
| イ | 店舗所在地 | 国分寺市泉町三丁目35番1号 |
| ウ | 設置者名 | 株式会社新都市ライフホールディングスほか20名 |
| (6) ア | 店舗名 | 成増名店街ビル |
| イ | 店舗所在地 | 板橋区成増二丁目21番2号 |
| ウ | 設置者名 | 株式会社ドン・キホーテ |

2 東京都の意見の概要

- | | | |
|---|--------|--|
| ア | 概要 | 1(1)から(6)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに、大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して意見なしとする。 |
| イ | 意見の通知日 | 令和6年7月12日 |

3 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

4 縦覧期間

令和6年7月23日から令和6年8月23日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

5 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。